

1. 本「公営企業債券発行概要書 証券情報」(以下「本証券情報概要書」といいます。))において記載する 20 年第 15 回公営企業債券額面総額 200 億円(以下「本債券」といいます。))は、公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。))第 23 条第 1 項に基づき、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、公営企業金融公庫(以下「公庫」といいます。))が発行する債券です。
2. 本債券は、政府保証の付されていない公募債券(財投機関債)です。
3. 本債券の発行者である公庫の詳細について記載し、本証券情報概要書と同時に投資家に交付された別冊「公営企業債券発行概要書 発行者情報 平成 16 年度決算」(以下「発行者情報概要書」といいます。))は、本証券情報概要書と一体をなします。発行者情報概要書には、公庫の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 17 年 7 月 31 日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、発行者情報概要書も併せてご覧ください。
4. 本債券については、証券取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「証券取引法」といいます。))第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報概要書及び発行者情報概要書については、証券取引法第 2 章の規定は適用されません。よって、本証券情報概要書及び発行者情報概要書は、証券取引法に基づく法定開示書類ではありません。
5. 発行者情報概要書記載の公庫の財務諸表は、公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号)、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けていません。

本証券情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
電話番号 東京 03-3539-2697
公営企業金融公庫 経理部 資金課

目 次

第1	募集要項	2
	1. 新規発行債券	2
	2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託	6
	3. 新規発行による手取金の使途	6
第2	発行者情報概要書の補完情報	7
	1. 発行者情報概要書の補完情報	7

第 1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	20年第15回公営企業債券	券 面 総 額	金 20,000,000,000 円
記名・無記名の別	無 記 名 式	発行価額の総額	金 20,000,000,000 円
各債券の金額	1,000万円及び1億円の2種	申 込 期 間	平成17年12月8日
発 行 価 額	額面100円につき 金100円	申 込 証 拠 金	額面100円につき金100円とし、 払込期日に払込金に振替充当す る。申込証拠金には、利息をつけ ない。
利 率	年2.15%	払 込 期 日	平成17年12月21日
利 払 日	毎年3月24日及び9月24日	申 込 取 扱 場 所	別項引受証券会社の本店及び 国内各支店
償 還 期 限	平成37年9月24日(水)	登 録 機 関	株式会社東京三菱銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成18年3月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月24日及び9月24日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 発行日の翌日から平成18年3月24日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき、別記「利率」欄に記載の利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「摘要」欄「11. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>		

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成 37 年 9 月 24 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「摘要」欄「11. 元利金支払場所」記載のとおり。</p>
担保	本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、公営公庫法の定めるところにより、公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約	担保提供制限 該当事項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項 該当条項なし
取得予定格付	<p>1. 取得予定格付 A A A</p> <p>2. 指定格付機関名 株式会社格付投資情報センター</p> <p>3. 格付取得日 平成 17 年 12 月 8 日</p>
取得予定格付	<p>1. 取得予定格付 A A -</p> <p>2. 指定格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス</p> <p>3. 格付取得日 平成 17 年 12 月 8 日</p>
摘要	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 公営公庫法第 25 条第 1 項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は株式会社東京三菱銀行とする。</p> <p>(2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成 17 年 12 月 8 日付募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める権限及び義務を有する。</p> <p>2. 期限の利益の喪失事由</p> <p>本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公庫が別記「利息支払の方法」欄第 1 項又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が 50 億</p>

<p>摘要</p>	<p>円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 法令により、本債券の償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。</p> <p>(4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>3. 債券の喪失</p> <p>(1) 本債券の債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公庫に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求した場合は、公庫は、代わり債券をその者に交付することができる。</p> <p>(2) 本債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、支払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。</p> <p>(3) 本債券の債券を毀損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。</p> <p>4. 代わり債券の交付の費用</p> <p>公庫は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。</p> <p>5. 欠缺利札の取扱</p> <p>本債券を償還する場合において、欠けている支払期日未到来の利札があるときは、その利札面金額に相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示</p> <p>公庫は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本債券の発行要項及び委託契約の公示方法</p> <p>本債券の発行要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に供する。</p> <p>9. 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 公庫は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、</p>
-----------	---

<p>摘要</p>	<p>本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>10. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債権者は、その保有する本債券の債券(又は登録内容証明書)を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>11. 元利金支払場所</p> <p>株式会社東京三菱銀行本店及び国内各支店</p> <p>モルガン・スタンレー証券会社東京支店</p> <p>新光証券株式会社本店</p>
-----------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

債券の引受け	引受人の氏名または名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	モルガン・スタンレー証券会社 東京支店	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	百万円 10,000	1.引受人は本債券の全額につき共同して引受ならびに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2.引受手数料は額面100円につき金40銭(ただし、そのうち幹事手数料(額面100円につき金5銭)については、その額が金1,000万円を超える場合においては、金1,000万円。)とする。
	新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番地1号	10,000	
	計		20,000	
債券発行事務の委託	受託会社の名称	住 所		
	株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000百万円	87百万円	19,913百万円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額19,913百万円は、公営公庫法第19条及び同法附則第10項に定める業務を行うために必要な資金に充当されます。

第2 発行者情報概要書の補完情報

1. 発行者情報概要書の補完情報

発行者情報概要書の第1 発行者の概況の3 (ハ)及び第2 事業の状況の2 (ホ)において、政策金融改革について記載されておりますが、発行者情報概要書の作成日以降現在（平成17年12月8日）までの間に
おいて生じた公表すべき事項は、次のとおりです。

経済財政諮問会議においては、関係機関・関係団体からのヒアリング等を経て、11月29日に「政策金融改革の基本方針」（以下、「基本方針」という。）のとりまとめが行われました。

当公庫に関連する記述は以下のとおりです。

なお、基本方針のとりまとめに先だって行われた関係機関・関係団体からのヒアリングの状況や、その後の会議で提出された資料等については、同会議のホームページで閲覧できます。

政策金融改革の基本方針（抄）

平成17年11月29日
経済財政諮問会議

平成14年12月13日に経済財政諮問会議が取りまとめた「政策金融改革について」を踏まえ、以下の基本方針に従って、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

1. 基本原則

(1) 政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退

- ① 中小零細企業・個人の資金調達支援
- ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融
- ③ 円借款（政策金融機能と援助機能を併せ持つ）

(2) 「小さくて効率的な政府」実現に向け政策金融を半減

- ① 貸出残高対GDP比半減を20年度中に実現
- ② 新たな財政負担を行わない
- ③ 市場化テスト、評価・監視機関設置により再編後も継続的縮小努力
- ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す

(3) 民間金融機関も活用した危機（災害・テロ、金融危機）対応体制を整備

(4) 効率的な政策金融機関経営を追求

- ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完
- ② 政策金融機関トップマネジメントへの天下り廃止を速やかに実現
- ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化

2. 政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、(イ) 政策金融から撤退するもの、(ロ) 政策金融として必要であり残すもの、(ハ) 当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

(3) 公営企業金融公庫分野 (イ)

①地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

3. 新組織のあり方

以上の各機能の分類に基づき、最も効率的な新組織の形態については、以下のとおりとする。

(1) 政策金融から撤退するもの

③現行公営企業金融公庫

・廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

4. 新組織移行への工程、関連法案の提出等

(1) 今後の政策金融改革を内閣主導で行うため、内閣に政策金融改革推進本部（仮称）（本部長：内閣総理大臣、副本部長：行政改革担当大臣等）を設置する。

(2) 本基本方針に沿って、政府は早急に政策金融改革関連法案作成作業を開始することとし、さらに詳細な制度設計に取り組み、今年度中に本部で成案を得るとともに、同関連法案の国会提出時期についての結論を得る。

(3) なお、上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。

(4) 同本部に係る事務は、行政改革担当大臣の下で内閣官房行政改革推進事務局が行う。このため、同事務局の体制を整備する。

5. その他留意事項

①組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

②政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

さらに、経済財政諮問会議における基本方針のとりまとめに続き、政府・与党は、政策金融改革について4項目の合意を行いました。当公庫に関連する内容は、以下のとおりです。

政策金融改革について（抄）

平成 17 年 11 月 29 日

政 府 ・ 与 党

政府・与党は、「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議決定）に加え、以下の 4 項目を合意する。

3. 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、おおむね 5～7 年を目途とする。また、公営企業金融公庫については、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

今後は、上記合意に従って、基本方針の 4. にあるように、詳細な制度設計等が行われることとされています。